

平成28年1月から

障害者手帳や障害福祉に関するサービスの手続きにマイナンバーが必要です

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の3分野の行政手続きにおいて、マイナンバーの利用が始まりました。

障害福祉課では、障害者手帳や障害福祉に関するサービス等に関する以下の手続きで、申請書等にマイナンバーの記載が必要となります。

これに伴い、マイナンバーを記載した申請書等を提出する際には、本人確認が必要となります。手続きの際に、マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード、有効な通知カード等)と、身分証明書(障害者手帳や運転免許証等)をご持参ください。※詳しくは、裏面をご覧ください

◎マイナンバーの利用が始まる主な手続き

- ◆身体障害者手帳
- ◆精神障害者保健福祉手帳
- ◆特別児童扶養手当
- ◆障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当
- ◆障害福祉サービス
- ◆自立支援医療（更生医療・精神通院医療）
- ◆補装具費の支給
- ◆地域生活支援サービス事業
（重度身体障害者等入浴サービス事業・
障害者等移動支援事業・障害者等日中一時支援事業）
- ◆日常生活用具費の支給
- ◆重度心身障害者医療費助成
- ◆グループホーム等入居者家賃補助

【問い合わせ先】

船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課
電話 047-436-2345 FAX 047-433-5566

個人番号(マイナンバー)を記載する際に必要となる書類

(1) 本人が申請する場合

個人番号の記入にあたっては、「個人番号の確認」と「身元の確認」が必要になります。

個人番号の確認	身元の確認
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ※一枚で番号確認と身元確認のどちらの確認もできます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・有効な通知カード ※住所・氏名・性別・生年月日すべてが住民票に記載の事項と一致しているもの ・マイナンバー入りの住民票 ※個人番号通知書は使用できません 	<ul style="list-style-type: none"> ◆顔写真付の証明書(1点必要) <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 など ◆顔写真のない証明書(2点必要) <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・生活保護受給者証 ・年金証書 など

(2) 代理人が申請する場合

個人番号の記入にあたっては、「個人番号の確認」「代理人の身元の確認」「代理権の確認」が必要になります。

個人番号の確認	代理人の身元の確認	代理権の確認
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・有効な通知カード ※住所・氏名・性別・生年月日すべてが住民票に記載の事項と一致しているもの ・マイナンバー入りの住民票 ※個人番号通知書は使用できません 	<ul style="list-style-type: none"> ◆顔写真付の証明書(1点必要) <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 など ◆顔写真のない証明書(2点必要) <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・生活保護受給者証 ・年金証書 など 	<ul style="list-style-type: none"> ◆法定代理人の場合 戸籍謄本等(法定代理人の資格を証明する書類) ◆任意代理人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・委任状(任意様式) ・運転免許証(本人のもの) ・国民健康保険証(本人のもの) ・年金証書(本人のもの) ・身体障害者手帳(本人のもの) ・療育手帳(本人のもの) ・精神障害者保健福祉手帳(本人のもの) など

(3) 郵送で申請する場合

各手続きの申請書と必要書類等のほか、上記(1)の書類のコピーを同封してください。